

□□□□	□□□□
_____ 殿	

\_\_\_\_ 税務署長



### 年分所得税及び復興特別所得税の更正通知書

あなたが \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日付でされた \_\_\_\_年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求については、下の表のとおり更正します。

この結果、この通知により減少する税額は、下の表の太い枠内になります。

区 分			① 更正前の額	② 更正後の額	③ 増減(△印)差額 (② - ①)	
所得金額	所得	①				
	所得	②				
	所得	③				
	所得	④				
	計 (総所得)	⑤				円
	所得	⑥				
所得金額から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑦				
	小規模企業共済等掛料控除	⑧				
	生命保険料控除	⑨				
	地震保険料控除	⑩				
	寡婦・寡夫、 勤労学生、障害者	⑪				
	配偶者(特別)控除	⑫				
	扶養控除	⑬				
	基礎控除	⑭				
	⑦から⑭までの計	⑮				
	雑医療費(特例)控除	⑯				
	寄附金控除	⑰				
所得控除額の計	⑱					
課税される所得金額	総所得	⑲				
(⑱の金額を⑮⑯から順に控除)	所得	⑳				
算出税額	⑲に対する税額	㉑				
	⑳に対する税額	㉒				
	計	㉓				
所得税額から差し引かれる金額	控除	㉔				
	控除	㉕				
	控除	㉖				
差引所得税額 (㉓ - ㉔ - ㉕ - ㉖)	(引ききれないときは0)	㉗				
災害減免額		㉘				
再差引所得税額 (㉗ - ㉘)	(基準所得税額)	㉙				
復興特別所得税額 (㉙ × 2.1%)		㉚				
所得税及び復興特別所得税の額 (㉙ + ㉚)		㉛				
外国税額控除		㉜				
源泉徴収税額		㉝				
申告(納)税額	( - - )	㉞			円	
予定納税額	第1期	㉟				
	第2期	㊱				
確定納税額	納付すべき税額	㊲				
	還付金の額に相当する税額	㊳				
差引減少(△印)する税額 (㊲ - ㊳)		㊴				

## 【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

□□□□
□□□□

---

殿

\_\_\_\_\_ 税務署長 \_\_\_\_\_ 印

## 年分所得税及び復興特別所得税の更正 通知書 加算税の賦課決定

\_\_\_\_\_ 年分の所得税及び復興特別所得税について、下の表のとおり、所得税及び復興特別所得税の額等の更正 及び加算税の賦課決定をします。

この結果、この通知により 新たに納付すべき 税額は、下の表の太い枠内ようになります。  
 減少 する

区 分	①	A 更正前の額	B 更正後の額	C 増減 (△印) 差額 (B - A)	
所得金額	所得			/	
	所得				
	所得				
	所得				
	計 (総所得)				
所得金額から差し引かれる金額	社会保険料控除			/	
	小規模企業等掛金控除				
	生命保険料控除				
	地震・火災・洪水・風災・雹災・天災等の損害保険料控除				
	寡婦・学生・障害者控除				
	配偶者 (特別) 控除				
	扶養控除				
	基礎控除				
	⑥ から ⑪ までの計				
	雑医療費 (特例) 控除				
	寄附金控除				
	所得控除額の計				
	課税される所得金額 (⑤-⑮)				
	⑯ に対する税額				
	所得税額から差し引かれる金額				
差引所得税額 (⑰-⑱-⑲-⑳) (引ききれないときは0)				/	
災害減免額					
再差引所得税額 (基準所得税額) (㉑-㉒)					
復興特別所得税額 (㉓×2.1%)					
所得税及び復興特別所得税の額 (㉓+㉔)					
源泉徴収税額					
申告 (㉕-㉖) 税額					
予定納税額	第 1 期				
	第 2 期				
差引納付すべき税額又は減少 (△印) する税額					/
加算税	加算税の基礎となる税額				
	加算税の割合	%	%		
	加算税の額 (㉙×㉚)	円	円		

○ 納付すべき税額は、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日までに日本銀行 (本店、支店、代理店及び歳入代理店 (郵便局を含む。)) 又は当税務署へ納付してください。  
 また、本税 (上記㉚の太い枠内の金額) には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、別添の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。

## 【納付すべき税額がある方】

### 納付場所

日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）

※ コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。

利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

### 延滞税の計算方法

具体的には、次の算式によって計算してください。

新たに納付すべき本税の額	×	延滞税の割合 (注)	×	期間（日数）	延滞税の額
10,000円未満の端数切捨て				確定申告期限の翌日から完納の日まで	
=					
365					

(注) 平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞税の割合

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合

なお、「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

また、平成25年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられています。詳しくは、税務署にお尋ねください。
  - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日以後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日以後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
  - ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

また、納税の猶予が受けられない場合でも、更正等に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その納期限から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換価の猶予が受けられます。

## 【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

区 分		①	②	③
所得金額	所得 ①	円	円	
	所得 ②			
	所得 ③			
	所得 ④			
	所得 ⑤			
	計 (総所得) ⑥			円
	所得 ⑦			
	所得 ⑧			
	所得 ⑨			
所得金額から差し引かれる金額	社会保険料控除 ⑩			
	小規模企業共済等掛金控除 ⑪			
	生命保険料控除 ⑫			
	地震保険料控除 ⑬			
	寡婦・寡夫、勤労学生、障害者控除 ⑭			
	配偶者(特別)控除 ⑮			
	扶養控除 ⑯			
	基礎控除 ⑰			
	⑩ から ⑰ までの計 ⑱			
	医療費(特例)控除 ⑲			
課税される所得金額 (⑲の金額を⑥、⑦、⑧、⑨から順に控除)	総所得 ⑳			
	所得 ㉑			
	所得 ㉒			
	所得 ㉓			
算出税額	㉑ に対する税額 ㉔			
	㉒ に対する税額 ㉕			
	㉓ に対する税額 ㉖			
	計 ㉗			
所得税額から差し引かれる金額	控除 ㉘			
	控除 ㉙			
	控除 ㉚			
差引所得税額(㉘-㉙-㉚)		㉛		
(引ききれないときは0)				
災害減免額 ㉜				
		㉝		
再差引所得税額(基準所得税額) (㉛-㉜-㉝)		㉞		
復興特別所得税額 (㉞ × 2.1%) ㉟				
所得税及び復興特別所得税の額 (㉞ + ㉟) ㊱				
外国税額控除 ㊲				
		㊳		
源泉徴収税額 ㊴				
申告納税額 (㊱ - ㊲ - ㊴)		㊵		円
予定納税額	第 1 期 ㊶			
	第 2 期 ㊷			
確定納税額 (㊵ - ㊶ - ㊷)	納付すべき税額 ㊸			
	還付金の額に相当する税額 ㊹			
損失の繰戻し	還付金の額に相当する所得税額 ㊺			
	減少する所得税額に係る還付加算金 ㊻			
差引納付すべき税額又は減少(△印)する税額 (㊸ - ㊹ - ㊺ + ㊻)		㊼		
#NAME? 申告加算税	加算税の基礎となる税額 ㊽	円	円	加重分の過少(無)申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が⑤)欄に移記してあります。
	加算税の割合 ㊾	%	%	
	加算税の額 (㊽ × ㊾) ㊿	円	円	
	加重分の加算税の割合 ①	%	%	
重加算税	加算税の基礎となる税額 ②			
	加算税の割合 ③	%	%	
	加重分の加算税の割合 ④			
	加算税の額 (② × (③ + ④)) ⑤	円	円	
翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額 ⑥				
翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額 ⑦				
翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額 ⑧				

特農  
青・白

別 表 (減額申請の承認通知書用)

年分

(整理番号)

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

区 分		①	②	③	
		前の額	後の額	増減 (△印) 差額 ( ② - ① )	
所得金額	所得 ①	円	円	/	
	所得 ②				
	所得 ③				
	所得 ④				
	所得 ⑤				
	計 (総所得) ⑥				円
	所得 ⑦				
	所得 ⑧				
	所得 ⑨				
所得金額から差し引かれる金額	社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除 ⑩			/	
	生命保険料、地震保険料控除 ⑪				
	寡婦・寡夫、勤労学生、障害者控除 ⑫				
	配偶者 (特別) 控除 ⑬				
	扶養控除 ⑭				
	基礎控除 ⑮				
	⑩ から ⑮ までの計 ⑯				
	雑損、医療費 (特例) 控除 ⑰				
	寄附金控除 ⑱				
	所得控除額の計 ⑲				
課税される所得金額 ( ⑱ の金額を ⑥、⑦、⑧、⑨ から順に控除 )	総所得 ⑳			/	
	所得 ㉑				
	所得 ㉒				
	所得 ㉓				
算出税額	㉔ に対する税額 ㉔			/	
	㉕ に対する税額 ㉕				
	㉖ に対する税額 ㉖				
	㉗ に対する税額 ㉗				
	計 ㉘				
税金から差し引かれる金額	控除 ㉙			/	
	控除 ㉚				
	控除 ㉛				
差引所得税額 ( ㉘ - ㉙ - ㉚ - ㉛ ) (引きれないときは0)		㉜		/	
災害減免額、所得税に係る外国税額控除額		㉝			
		㉞			
所得税に係る源泉徴収税額		㉟			
再差引所得税額 ( ㉜ - ㉝ - ㉞ - ㉟ ) (引きれないときは0)		㊱			
㊱ × 2.1%		㊲			
申告納税見積額 ( ㊱ + ㊲ )		㊳	円		
予定納税額	第 1 期	㊴			
	第 2 期	㊵			

特農  
青・白

加算税の基礎となる税額の計算書

通知書又は別表の「加算税の基礎となる税額」は、この計算書によって計算してあります。  
 ただし、加重分等の過少（無）申告加算税がある場合の通知書又は別表の「過少（無）申告加算税の額」は、この計算書の⑳欄の金額を基にして「加重分等の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書」又は「加重分等の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書」によって計算してあります。

年分

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗		
		前の額	後の額	隠蔽仮装事由部分の額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖		
所得金額	総所得	円	円	円																								
	所得																											
	所得																											
所得金額から差し引かれる金額																												
課税される額	総所得																											
	所得																											
	所得																											
算出税額	⑤に対する税額																											
	⑥に対する税額																											
	⑦に対する税額																											
	計																											
所得税額から差し引かれる金額																												
差引所得税額 (⑩-⑫) (引ききれないときは0)																												
災害減免額																												
再差引所得税額 (基準所得税額) (⑬ - ⑭)																												
復興特別所得税額 (⑮ × 2.1%)																												
所得税及び復興特別所得税の額 (⑮+⑯)																												
外国税額控除																												
源泉徴収税額																												
申告納税額 (⑰ - ⑱ - ⑲)																												
予定納税額																												
確定納税額	納付すべき税額																											
	還付金相当額																											
損失の繰戻し	還付金相当額 (所得税額)																											
	減少する所得税額に係る還付加算金																											
増差税額 (⑮、⑯、⑰は⑱との増差税額)																												
加算税の基礎となる税額																												

付表の八

# 加重分等の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書

(通知書又は別表の「過少申告加算税の額」は、この計算書の㉔欄の金額が記載してあります。)

○ あなたの過少申告加算税については、国税通則法第65条第1項の規定によって計算した加算税(通常分の過少申告加算税)のほかに、同条第2項の規定により、この計算書の㉔欄の加算税(加重分の過少申告加算税)が課されます。

また、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第6条第1項の規定により、この計算書の㉕欄の加算税(国外財産又は財産債務に係る軽減分の過少申告加算税)が控除され、同法第6条第2項の規定により、この計算書の㉘欄の加算税(国外財産又は財産債務に係る加重分の過少申告加算税)が課されることとなります。

年分

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

区 分		前の額	前の額	
加算税の対象となる税額		①	円	
累積増差税額	年 月 日の 分	②		
	年 月 日の 分	③		
	年 月 日の 分	④		
	年 月 日の 分	⑤		
	年 月 日の 分	⑥		
① から ⑥ の 計		⑦		
期限内申告税額	年 月 日の確定申告分	⑧		
	外国税額控除額	⑨		
	源泉徴収税額	⑩		
	予定納税額	⑪		
	災害減免額	⑫		
	⑧ から ⑫ の 計	⑬		
⑬の金額と50万円のいずれか多い方の金額		⑭		
①の金額と「⑦-⑭」の金額のいずれか少ない方の金額		⑮		
加重算税の対象となる税額		⑯		
通常分	加算税の基礎となる税額(①-⑯) (1万円未満の端数切捨て)	⑰		
	加算税の割合	⑱	%	
	加算税の額(⑰×⑱)	⑲	円	
加重分	加算税の基礎となる税額(⑮-⑯)	⑳		
	加算税の割合	㉑	%	
	加算税の額(⑳×㉑)	㉒	円	
国外財産又は財産債務に係る	軽減分	加算税の基礎となる税額	㉓	
		加算税の割合	㉔	%
		加算税の額(㉓×㉔)	㉕	円
	加重分	加算税の基礎となる税額	㉖	
		加算税の割合	㉗	%
		加算税の額(㉖×㉗)	㉘	円
過少申告加算税の額(⑲+㉒-㉕+㉘)		㉙		

付表の八の三



# 加算税の基礎となる税額の計算書

(国外財産又は財産債務に係る加算税の軽減・加重用)

「加重分等の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書」又は「加重分等の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書」の国外財産又は財産債務に係る軽減分・加重分の「加算税の基礎となる税額」は、この計算書によって計算してあります。  
 なお、付表の八がある場合には、(A)から(D)までの各欄は、それぞれ同表の(A)欄、(D)欄、(E)欄、(F)欄の金額が移記してあります。  
 また、この計算書において、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律（平成9年法律第110号）を「法」として表記しています。

令和 年分

氏名 殿

		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)
		の額	の額 ただし、付表の八がある場合には、隠蔽仮装事由以外のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額	不正当事由部分の額	正当な事由があると認められる事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額  (B-C)	法第6条第1項に規定する場合の国外財産又は法第6条の3第1項に規定する場合の財産債務に係る部分の額 (注1)  【軽減分】	法第6条第2項に規定する場合の国外財産又は法第6条の3第2項に規定する場合の財産債務に係る部分の額 (注2)  【加重分】	国外財産又は財産債務に係るもの以外の実事に基づいて更正決定等があったとした場合の額  (B-D-F)	(H)が適用される国外財産又は財産債務に係る事実及び国外財産又は財産債務に係るもの以外の実事のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額  (F+G)
所得金額	総所得	①	円	円	円	円	円	円	円
所得金額	所得	②							
	所得	③							
所得金額から差し引かれる金額		④							
課税所得される額	総所得	⑤							
	所得	⑥							
	所得	⑦							
算出税額	⑤に対する税額	⑧							
	⑥に対する税額	⑨							
	⑦に対する税額	⑩							
	計	⑪							
所得税額から差し引かれる金額		⑫			円		円	円	
差引所得税額(⑪-⑫) (引ききれないときは0)		⑬							
災害減免額		⑭			円		円	円	
再差引所得税額(基準所得税額) (⑬-⑭)		⑮							
復興特別所得税額 (⑮ × 2.1%)		⑯							
所得税及び復興特別所得税の額(⑮+⑯)		⑰							
外国税額控除		⑱			円		円	円	
源泉徴収税額		⑲							
申告納税額 (⑰-⑱-⑲)		⑳							
予定納税額		㉑			円		円	円	
確定納税額	納付すべき税額	㉒							
	還付金相当額	㉓							
損失の繰戻し	還付金相当額(所得税額)	㉔							
	減少する所得税額に係る還付加算金	㉕							
増差税額 (B、D、G、HはAとの増差税額)		㉖			(B-D)円		(B-F)円	(F-G)円	
加算税の基礎となる税額		㉗					【軽減分】 1万円未満の増徴切捨て	【加重分】 1万円未満の増徴切捨て	

付表の八の五

(注1) 「法第6条第1項に規定する場合」とは、期限内に提出された国外財産調査に法第5条第1項の規定による記載がある場合をいい、「法第6条の3第1項に規定する場合」とは、期限内に提出された財産債務調査に法第6条の2第1項の規定による記載がある場合をいいます。  
 (注2) 「法第6条第2項に規定する場合」とは、提出すべき国外財産調査について期限内の提出がない場合、又は提出された国外財産調査に法第5条第1項の規定による記載がない場合をいい、「法第6条の3第2項に規定する場合」とは、提出すべき財産債務調査について期限内の提出がない場合、又は提出された財産債務調査に法第6条の2第1項の規定による記載がない場合をいいます。